

平成28年度 農地中間管理事業活動方針

国では、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成26年3月施行）に基づき、農地利用の集積・集約化など農業の構造改革を推しており、岡山県では、「岡山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年3月3日）を策定し、担い手への農地集積率18.3%（平成24年度）を10年後（平成35年度）に43%に引き上げることとしている。

当財団では、知事から農地中間管理機構の指定を受け、平成26年度から役員・職員体制を強化し、これまでの事業成果を生かしつつ担い手への農地の集積・集約化に積極的に取り組んできたところである。

平成28年度においては、農地中間管理機構の実績や課題を踏まえ、業務の見直しや執行体制の充実強化を図るとともに、国・県の施策に対応し、県、市町村、農林漁業団体等との緊密な連携のもと、担い手確保支援事業と農地中間管理事業との相乗効果に配慮しつつ、担い手の確保育成と農地集積の一層の加速化に取り組むものとする。

1 業務の見直し等

① 手続期間の短縮（3ヶ月程度から2ヶ月程度へ短縮）

- ・農用地利用集積計画や農用地利用配分計画の手続を平行して行う。
- ・県による認可公告を、県公報によらず県ホームページに掲載する。

② 県・市町村と連携を図り、「人・農地プラン」の見直しを進め、受け手の見える化を図る。

③ 貸借期間について、原則10年以上としつつ3年以上の貸借を認め、事業を活用しやすくする。

④ 受け手出し手の要望に配慮し、物納による賃貸借を認める。

2 担い手組織との連携強化

① 農業士会、法人協会、稲作研究会等の担い手組織に対し、会員への農地中間管理事業の制度周知と活用の促進を依頼する。

② 担い手組織の会員への農地中間管理事業の積極的活用を促し、集積・集約化を促進する。

③ 担い手組織との定期的な意見交換会を月1回程度実施する。

3 市町村との連携

全27市町村と業務委託を締結し、市町村の連携強化を推進するとともに、引き続き、機構幹部、県幹部と市町村長との面談を通じて、機構事業への積極的協力を働きかける。また担当者レベルにおいては、機構事業推進会議や個別訪問を通じて、連携強化を図っている。今後も円滑な事業推進に向けて、戸別訪問等を重ねて連携強化に努める。

4 農業委員会・JA・土地改良区との連携

地域の状況等に精通している農業委員会やJAと連携し、出し手への掘り起こしや事業PRなど、事業の推進強化を図るとともに、耕作条件改善事業を活用した農地中間管理事業の推進を図る。

5 受け手への戸別訪問

- ①支部、駐在職員がフォローアップを兼ねて、受け手を訪問する。
- ②特に、相対による利用権設定が多い地区に対し、上記①を重点的に実施する。
- ③JA岡山中央会担い手サポートセンターと連携し、農家訪問を行う。

6 集落営農組織への働きかけ

- ①岡山県各県民局農林水産事業部と連携し、法人化、組織化を推進する。
- ②集落営農組織の法人化に併せて農地中間管理事業の活用に取り組む。

7 普及啓発活動

- ①農地中間管理事業制度の説明や利用者の声を紹介しているPRリーフレット、チラシ等を作成する。
- ②集落座談会、巡回指導、戸別訪問、各種会議等により、周知活動を継続して行う。
- ③市町村出張相談会を拡大する。
- ④農業参入フェア等へ参加し、企業等へのPRに努めるとともに、商工関係団体と連携し、地元企業へ農業参入を働きかけるとともに、農地中間管理事業の周知活動を行う。
- ⑤ラジオ、新聞等の広報媒体を活用したPR活動を実施する。
- ⑥県が包括協定を締結しているコンビニへチラシを配置する。
- ⑦集客力のある場所においてPR活動を実施する。